

審 査 方 法

1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）により、「細江旅客上屋（下関港国際ターミナル）等ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準にしたがって審査します。

	審査項目（審査観点）	配点
①	応募金額（最高応募金額との比較）	50 点
②	愛称名（親しみやすさ、呼びやすさ 等）	20 点
③	下関市に対する貢献活動の実績・予定	20 点
④	ネーミングライツの活用方法	10 点
	合 計	100 点

【採点方法】

（1）審査項目①については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

（2）審査項目②、③、④については、次の基準を参考とし採点します。

判断基準	② ・ ③	④
非常に優れている	20 点	10 点
優れている	15 点	8 点
標準的である	10 点	5 点
やや劣っている	5 点	3 点
劣っている	0 点	0 点

（3）審査項目③については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市に本店・支店・営業所のいずれかを有する
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

なお、来年度以降で、下関市への貢献活動の予定がある場合や応募者

において将来的なビジョンや意向がある場合は、記入してください。

- (4) 審査項目④については、ネーミングライツを活用した応募者の広報活動の予定やPR方法の計画、本市への提案等を指します。

2. 選定方法

- (1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。
- (2) 応募者が複数ある場合にあっては、各委員において最高得点をつけた応募者の得点を1点とし、その合計得点が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (3) 優先交渉権者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (4) 次点者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を次点者として選定します。
更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。
- (5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)
- (6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の5割に満たない場合、又は、審査基準の各項目において、審査委員の平均点が著しく低い点(2割未満)となる項目がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。